

# 日本レディースバドミントン連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本レディースバドミントン連盟（以下「本連盟」）と称する。

(組 織)

第 2 条 本連盟は、各都道府県レディースバドミントン連盟の統括団体として各都道府県バドミントン協会を通じ、公益財団法人日本バドミントン協会（以下「日本協会」という）に加盟する。

2 本連盟は、日本協会が定めた9地区をもって構成する。  
（北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州）

(事 務 局)

第 3 条 本連盟の事務局は、理事長の定める所に置く。

## 第2章 目 的

(目 的)

第 4 条 本連盟は、バドミントンを通じて会員の親睦を図り、各競技会を開催するほか、特にレディース相互に於けるバドミントンの普及に努めるとともに、研鑽を深め、併せてバドミントンの発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

(事 業)

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) 各種講習会の開催
- (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 加 盟

(加 盟)

第 6 条 本連盟の趣旨に賛同する各都道府県を代表するレディースバドミントン団体が総会の同意を得て加盟することが出来る。

2 加盟後は各都道府県レディースバドミントン連盟（以下「加盟団体」という）と称する。

(会 員)

第 7 条 会員とは、全国各地のレディースで組織する、アマチュアバドミントンクラブ員とする。

2 会員は、中学校教育課程修了者であること。

3 会員登録規程は別に定める。

## 第5章 役 員

(種別及び定数)

第 8 条 本連盟に下記の役員を置く。

- |           |     |            |         |
|-----------|-----|------------|---------|
| (1) 名誉会長  | 1名  | (7) 理 事 長  | 1名      |
| (2) 特別顧問  | 若干名 | (8) 副理事長   | 若干名     |
| (3) 顧 問   | 若干名 | (9) 常任理事   | 若干名     |
| (4) 参 与   | 若干名 | (10) 理 事   | 若干名     |
| (5) 会 長   | 1名  | (11) 評 議 員 | 各都道府県1名 |
| (6) 副 会 長 | 若干名 | (12) 監 事   | 2名      |

(任 務)

第 9 条 会長は、本連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。

3 理事長は、総会の議決に従い会務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、会務を執行する。

5 常任理事は、常任理事会を組織し会務を分担する。

6 理事は、理事会を組織し、特に担当地区の会務を執行する。

7 監事は、会計を監査し、又会計事務の処理に関して適切な助言を与える。

8 評議員は、それぞれ各都道府県を代表して総会に出席し、議案の審議及び議決をなす。

9 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を具申する。

(役員を選出)

- 第10条 会長および副会長は会員中又は会員外の学識経験者の中より、総会において推たいする。  
2 理事は、各地区より推薦された理事候補者の中から選出し、総会で承認する。  
尚、会長が必要と認めた時は、理事会の議決を経て若干名を委嘱することができる。  
3 理事長、副理事長、および常任理事は理事の互選により選出し会長が委嘱する。  
4 顧問、参与および監事は総会に於いて選出し、会長が委嘱する。  
5 評議員は、各加盟団体において会員より1名を選出する。

(任期)

- 第11条 役員は、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。欠員の補充のため選出された役員は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

- 第12条 本連盟には、役員選考委員会をおくことができる。  
2 役員選考委員会規程は別に定める。

## 第7章 会議

(会議)

- 第13条 本連盟の運営は下記の会議に従って行う。  
(1) 総会  
(2) 理事会  
(3) 常任理事会  
(4) 運営委員会  
(5) 実行委員会

(総会)

- 第14条 定期総会は毎年1回、年度当初に開催する。また、会長は必要と認めた時に臨時総会を開催する事が出来る。  
2 総会は会長が招集し議長となる。

(総会の構成)

- 第15条 総会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事及び評議員とする。

(総会の権能)

- 第16条 総会に於いて下記の諸項を審議又は議決する。  
(1) 事業報告及び決算 (4) 規約の改廃  
(2) 事業計画及び予算 (5) その他重要事項  
(3) 役員を選出

(総会の定足数及び議決)

- 第17条 総会はその構成員の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立する。  
2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により議決する。  
なお賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

- 第18条 理事会は毎年定期総会に先立ち会長が招集し議長となる。  
また会長が必要と認めたときは臨時理事会を招集することが出来る。

(理事会の構成)

- 第19条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事とする。

(常任理事会)

- 第20条 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会の構成員は、理事長、副理事長及び常任理事とする。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第22条 本連盟に賛助会員をおくことができる。  
2 賛助会員規定は別に定める。

## 第9章 会計

(経費)

第23条 本連盟の経費は、負担金、登録費、寄付金その他をもってまかなう。

(会費)

第24条 本連盟の負担金、登録費は、別途定める金額で年度当初までに納入しなければならない。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 規約の改廃

(規約の改廃)

第26条 本規約の改廃は、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。  
2 本連盟の運営に必要な内規は理事会で定める。

(規約発効)

第27条 本規約は、昭和58年8月24日より発効する。

(規約改正) 本規約は、昭和63年8月11日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成3年7月25日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成6年7月29日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成7年8月25日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成10年5月6日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成12年5月17日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成14年4月24日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成16年4月27日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成18年5月2日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成24年4月1日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成25年4月1日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成28年4月1日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成31年4月1日より発効する。

本規約は、新元号元年5月1日より発効する。

# 日本レディースバドミントン連盟 内規

(目的)

第1条 この内規は、日本レディースバドミントン連盟（以下「本連盟」という）規約第26条第2項に基づき、本連盟の運営に必要な細則を定めることを目的とする。

(役員を選出)

第2条 評議員は、各加盟団体の責任者である都道府県理事長であることが望ましい。

(定年)

第3条 理事の定年を満70歳とし、その者の退任の日は任期満了の日とする。但し就任後1年以内に満70歳に達する者は、選任提案を見合わせるものとする。

2 会長、副会長の定年を満80歳とし、任期中に満80歳に達する場合は任期満了を以て退任するものとする。

附 則

本内規は、平成28年4月1日より施行する。

本内規は、平成29年4月1日より改正施行する。